相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県佐倉市飯重九三二番地一、最後の住所神奈川県綾瀬市寺尾北一丁目四番一二―二〇一号　被相続人　亡　石井　孝志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十五日

横浜市中区尾上町二丁目二七番大洋建設関内ビル五階　相続財産管理人　弁護士　早川　和孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区堀ノ内町二丁目二四七番地九、最後の住所横浜市中区山下町八一番地　被相続人　亡　潘　しのぶ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十五日

横浜市中区尾上町三丁目四六番地木村ビル八階　相続財産管理人　弁護士　川島　通世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県笛吹市境川町寺尾三一六八番地、最後の住所兵庫県川西市見野二丁目二三番二二号　被相続人　亡　桑原　昭三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十五日

山梨県甲府市中央一丁目八番六号今井ビル三階丸山公夫法律事務所　相続財産管理人　弁護士　柴山　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市大字大豆島五三〇七番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　村井　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十五日

長野県長野市篠ノ井会二三三番地一竹内ビル二階福本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　福本　昌教

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊豆の国市田京五二三番地、最後の住所静岡県伊豆の国市田京五二三番地　被相続人　亡　植村　豊久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十五日

静岡県沼津市御幸町二四―四六―二　瀬野・平法律事務所　相続財産管理人　弁護士　瀬野　真志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県瀬戸市西蔵所町五八番地、最後の住所愛知県尾張旭市旭ヶ丘濁池一一五五番地一八ホームアメニティあさひ　被相続人　亡　山本　はな

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十五日

愛知県名古屋市中区大須三丁目三一番二二号C―ForestⅡ二階C大須三丁目法律事務所　相続財産管理人　平子雄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市千里山高塚一八番、最後の住所大阪府大阪市東淀川区豊里二丁目一一番六五号　被相続人　亡　服部　栄一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十五日

事務所三重県伊賀市上野丸之内五七―四センタービル二階　伊賀中央法律事務所　相続財産管理人　弁護士　本城　祐貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府福知山市三和町友渕三五五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山内　信幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十五日

京都府福知山市駅前町三二二番地　三右衛門ビル二階　相続財産管理人　弁護士　綿島　浩一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府城陽市富野狼谷二番地一、最後の住所京都府城陽市長池里開四一番地の二　被相続人　亡　葉月二八子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十五日

京都府京都市中京区烏丸御池上る東側二条殿町五四一　泰宏ビル二階　弁護士法人小西綜合　相続財産管理人　弁護士　井越　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市淀川区西中島一丁目一三番地一三、最後の住所大阪市大正区北村三丁目五番一〇号北村園　被相続人　亡　吉積　加代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月十五日

大阪市北区西天満四丁目三番一八号ＭＦ西天満ビル一〇階　相続財産管理人　弁護士　辻　淳子

第48期決算公告

平成29年2月15日　愛知県豊橋市白河町100番地

サーラ住宅株式会社

代表取締役社長　山口　信仁

貸借対照表の要旨（平成28年11月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	14,913	流動負債	8,410
固定資産	2,367	賞与引当金	206
有形固定資産	1,484	完成工事補償引当金	29
無形固定資産	20	その他	8,174
投資等	862	固定負債	2,097
		退職給付引当金	630
		役員退職慰労引当金	109
		その他	1,357
		負債合計	10,508
		株主資本	6,602
		資本金	1,018
		資本剰余金	1,192
		資本準備金	1,192
		利益剰余金	4,391
		利益準備金	47
		その他利益剰余金	4,344
		評価・換算差額等	169
		その他有価証券評価差額金	169
		純資産合計	6,772
資産合計	17,281	負債・純資産合計	17,281

損益計算書の要旨（自　平成27年11月1日　至　平成28年11月30日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	18,841	経常利益	580
売上原価	15,441	特別利益	1
売上総利益	3,399	特別損失	2
販売費及び一般管理費	2,873	税引前当期純利益	579
営業利益	526	法人税、住民税及び事業税	233
営業外収益	75	法人税等調整額	△ 30
営業外費用	21	当期純利益	376